

譲渡又は引渡し届出

1 譲渡又は引渡し届出について

- (1) 「譲渡」とは、売買、贈与、相続等により所有権が移転することをいいます。所有権とは民法に定める所有権であり、物を全面的に使用し、かつ、処分しうる排他的な物権です。
- 「引渡し」とは、賃貸権、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転すること、つまり、民法上の占有移転があることをいいます。
- 引渡しとしての設置者の地位の継承は、製造所等を変更する権限の移動の有無が、その主要な判断要素と考えられます。
- (2) 給油取扱所等において、賃貸契約又は管理委託契約により元売業者（所有者）から地元業者に運営管理が委託されている場合で、届け出する施設の変更、廃止の権限が元売業者（所有者）に留保されているときには、「引渡し」には該当しません。
- (3) 個人商店の法人化、法人の合併等により製造所等の所有権、管理権等が移動する場合は、その内容により「譲渡」又は「引渡し」に該当するときとしないときがあるので留意してください。

		例	必要な届出	
ア	個人商店を法人化する場合	製造所等を法人所有とする場合	「譲渡」	
イ		製造所等の改廃権※を法人に移転し、所有権は個人に留保する場合	「引渡し」	
ウ		製造所等の改廃権※を個人に留保する場合	非該当	
エ	A社とB社との合併に伴い、新会社C社となる場合	A社を存続会社とし、B社を吸収後、C社とする場合、	A社の製造所等	「名称変更」
			B社の製造所等	「譲渡」
オ		A社とB社を解散し、C社を創設する場合	A社の製造所等	「譲渡」
			B社の製造所等	「譲渡」

※ 改廃権とは、製造所等を変更及び廃止できる権利

- (4) 譲渡又は引渡しに係る製造所等が2以上あって、複数の行政区に存する場合は、届出を最初に提出する消防署予防課において、一括して提出することができます。
- (5) 届出書には原則として、譲渡又は引渡しがあったことを証明する次のいずれかの書類の添付を必要とします。また、受付に際しては、最新の完成検査済証等を提示し、新しい設置者が必要な書類を保有していることを示してください。
- ア 製造所等の登記事項証明書（登記簿謄本、抄本又はその写し）
- イ 自動車検査証、登録事項等証明書（移動タンク貯蔵所の場合）
- ウ 不動産売買契約書等の売買、贈与等による所有権の移転を証明する書類又はその写し
- (6) リース契約等により、複雑な所有権及び占有権になっているものにあつては、製造所等の設置場所を管轄する消防署予防課と協議してください。
- (7) 3者以上譲渡がなされた危険物施設については、次により届出を提出することができます。（A→B→Cと譲渡されたとする。）
- ア Cは、A-B間及びB-C間の譲渡を証する書面を添付して譲渡届を行います。

イ 譲渡届の譲受人はC，譲渡人はBとします。

2 譲渡引渡届出書の記入例

譲渡引渡届出書は、次に示す記入例に留意し、記入してください。

様式第 15 (第 7 条関係)

① 製造所
危険物貯蔵所譲渡引渡届出書
取扱所

平成〇〇年〇〇月〇〇日			
京都市長 殿			
届出者			
住所 ② 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 (電話 000-0000)			
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)			
譲渡又は引渡を受けた者	住所	③ 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇 電話 000-0000	
	氏名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
譲渡又は引渡をした者	住所	④ 大阪市〇区〇〇町〇〇番地〇 電話 000-0000	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
製造所等	設置場所	⑤ 京都市〇区〇〇町〇〇番地〇	
	製造所等の別	⑥ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
	設置の許可年月日及び許可番号	⑦ 昭和〇〇年〇月〇日 京都市指令消〇第〇〇号	
	設置の完成検査年月日及び検査番号	昭和〇〇年〇月〇日 〇第〇〇〇号	
	危険物の類, 品名 (指定数量), 最大数量	⑧ 第 4 類 第 2 石油類 (1,000 リットル) 5,000 リットル	指定数量の倍数
譲渡又は引渡のあった理由		⑨ 売買による譲渡	
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記載すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を二重取消線で抹消するか、又は、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、譲渡又は引渡しを受けた方の住所及び氏名を記入してください。
- ③ 譲渡又は引渡しを受けた者の住所、氏名は、これから譲渡又は引渡しを受ける方の住所、氏名を記入してください。
- ④ 譲渡又は引渡しをした方の住所、氏名は、最新の完成検査済証等に記載されている設置者と同一の方としてください。
- ⑤ 移動タンク貯蔵所にあつては、常置場所（常置場所の変更許可と同時に届け出るものにあつては、許可前の常置場所）を記入してください。
- ⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。

貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内」、「給油」等と記入してください（「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入することもできます。）。

- ⑦ 設置の許可年月日及び許可番号、完成検査年月日及び検査番号等を記入してください。
- ⑧ 品名（指定数量）の記載は、届出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記入してください。
- ⑨ 譲渡又は引渡しの別及びその理由を簡潔に記入してください。
（例） 売買による譲渡，相続したため